

ID: 1542-1

担当部署: 都市整備課

処分の概要	受益者負担金の徴収		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】 法第75条第1項の規定による。 (受益者負担金) 第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。			
備考			
【共通担当部署】 都市整備課 上下水道課			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1543-1

担当部署: 都市整備課

処分の概要	受益者負担金の督促		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】 法第75条第3項の規定による。 (受益者負担金) 第75条 3 前2項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
<p>【共通担当部署】 都市整備課 上下水道課</p>			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1819

担当部署: 都市整備課

処分の概要	業務運営改善の措置命令等		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条の7第2項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】 法第75条の7の規定による。 (監督等)</p> <p>第75条の7 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、都市計画協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該都市計画協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、都市計画協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5015

担当部署: 都市整備課

処分の概要	監督処分		
法令名 根拠条項	都市計画法 第81条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第81条の規定による。 (監督処分等)</p> <p>第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者</p> <p>(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p> <p>2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1598

担当部署: 都市整備課

処分の概要	是正命令		
法令名 根拠条項	駐車場法 第19条		
法令番号	昭和32年法律第106号		
【基準】 法第19条の規定による。 (是正命令) 第19条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 777

担当部署: 都市整備課

処分の概要	原状回復等の措置の指示		
法令名 根拠条項	都市公園法 第10条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第10条の規定による。 (原状回復) 第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。 2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 778

担当部署: 都市整備課

処分の概要	原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第13条		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第13条の規定による。 (原因者負担金) 第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 779

担当部署: 都市整備課

処分の概要	附帯工事原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第14条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第14条第2項の規定による。 (附帯工事に要する費用) 第14条 2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 780

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第26条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第26条第2項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限) 第26条 2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 781

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第26条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】 法第26条第3項及び第4項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 782

担当部署: 都市整備課

処分の概要	都市公園の原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】 法第27条第1項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 783

担当部署: 都市整備課

処分の概要	工作物等の除去などの措置に係る費用負担		
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第9項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第27条第9項の規定による。 (監督処分) 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 784

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等(第10条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 準用する法第10条の規定による。 (原状回復) 第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。 2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 785

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 準用する法第13条の規定による。 (原因者負担金) 第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 786

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】 準用する法第14条第2項の規定による。 (付帯工事に要する費用)</p> <p>第14条 2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 787

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】 準用する法第26条第2項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条 2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 788

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第26条第3項及び第4項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 789

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】 準用する法第27条第1項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 790

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担(第27条第9項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】 準用する法第27条第9項の規定による。 (監督処分) 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5103

担当部署: 都市整備課

処分の概要	土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転等の命令
法令名 根拠条項	被災市街地復興特別措置法 第7条第5項
法令番号	平成7年法律第14号
<p>【基準】</p> <p>法第7条第5項の規定による。 (建築行為等の制限等)</p> <p>第7条 被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害(第5条第1項第1号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの</p> <p>ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(3) 容易に移転し、又は除却することができること。</p> <p>(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法第4条第5項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以下この号から第5号までにおいて単に「告示」という。) 当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域</p> <p>(2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められた区域</p> <p>(3) 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律</p>	

<p>(昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域</p> <p>(4) 土地区画整理法第76条第1項第1号から第3号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第4項に規定する施行地区</p> <p>(5) 都市再開発法第60条第2項第1号に掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第3号に規定する施行地区</p> <p>(6) 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域</p> <p>4 第1項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。</p> <p>5 都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。</p> <p>6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。</p> <p>7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5112

担当部署: 都市整備課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第10条		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第10条の規定による。 (改善命令) 第10条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5113

担当部署: 都市整備課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第11条第1項		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第11条の規定による。 (計画の認定の取消し) 第11条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。 2 第4条の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5115

担当部署: 都市整備課

処分の概要	土地の原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第9条第4項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
【基準】 法第9条第4項の規定による。 (建築行為等の制限) 第9条 4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。			
備考	事業が実施された場合に個票を作成する		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3002

担当部署: 都市整備課

処分の概要	原状回復等の命令(独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】 法第76条第4項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条</p> <p>4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日